平成２５年（フ）第２９５号
静岡県沼津市蓼原町30番地の３　堰沢方
債務者　芝田　和久
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６６号
名古屋市北区安井１丁目15番４号　稲垣方
債務者　毛利三惠子（旧姓宮村）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３８５号
愛知県愛西市北一色町西田面120番地　フォーブル佐屋Ａ棟206号
債務者　土屋　宏和
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４９１号
名古屋市守山区喜多山２丁目５番19号　カームダウン喜多山101号
債務者　村上　武子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４号
京都府舞鶴市字余部下1048番地
債務者　松永　親八
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
京都府福知山市字長田205番地の60　フォーブル今井105号
債務者　長谷　圭三
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第５９０号
大阪府羽曳野市伊賀２丁目６番９号
債務者　繁田　光徳
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７２８号
大阪府柏原市法善寺２丁目９番10―108号　ＭＫマンション
債務者　福田美佐子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
福岡県三潴郡大木町大字八町牟田746番地１県営住宅大木団地１棟307号、住民票上の住所福岡県三潴郡大木町大字八町牟田746番地１
債務者　津村希美香（旧姓大﨑）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
北海道岩見沢市志文町986番地23
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第４６号
北海道岩見沢市ふじ町２条７丁目２番５号
債務者　齋藤　崇世
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第４７号
北海道岩見沢市南町２条２丁目３番14号　グランヒルズ３－Ｄ
債務者　上森　一樹
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第４９号
北海道美唄市東明４条３丁目１番16号
債務者　谷口　和子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第２５号
岩手県久慈市門前第６地割81番地　エコム門前201
債務者　谷地さとみ
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第３４号
山形県鶴岡市上畑町７―12、住民票上の住所山形県鶴岡市茅原町４番７号
債務者　佐藤　　浩
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第２９４号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町7065番地　町営二葉緑住宅Ｃ棟２階３号室、旧住居茨城県ひたちなか市牛久保２丁目16番12号サザンコート202号
債務者　高田　修平
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３９６号
神奈川県小田原市中曽根55番地　高木アパート201、住民票上の住所神奈川県小田原市中曽根55番地
債務者　屋代﨑晃之
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部